

# 令和6年度徳島県介護実習・普及センター運営事業 企画提案募集要綱

徳島県保健福祉部長寿いきがい課

## 1 委託事業名

令和6年度徳島県介護実習・普及センター運営事業

## 2 委託業務の目的

高齢者介護の実習等を通じて県民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考え方を広く啓発する事業を実施するほか、介護機器の展示及び相談体制を整備し、介護機器の普及を図る。

## 3 実施方法

本事業は、公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

## 4 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 5 予算額

金9,776,000円(消費税込)

※ 業務実施に必要な広告費・調査費・通信費・交通費等の諸経費も含む。

※ 当費用は業務委託期間中の受託者の希望により、総予算の7割以内の着手金支払を可能とし、残金は事業完了後の支払とする。

## 6 入札資格

応募手続に参加し企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

なお、(2)の資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式については徳島県のホームページからダウンロード又は、管財課において配布されているものを使用。)に必要書類及び企画提案募集要綱を添付して、令和6年3月21日(木)午後5時までに徳島県管財課まで持参し、登録申請を行うこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (4) (3)の審査により資格を有する者と認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていない者であること。

## 7 業務範囲

委託業務の内容は、「令和6年度徳島県介護実習・普及センター運営事業仕様書」（以下「仕様書」という。）の「6 委託業務の内容」のとおり。

## 8 企画提案の参加・応募方法

### (1) 参加表明書の提出

#### ア 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号） 1部
- ② 組織概要書（様式第2号） 1部

#### イ 提出方法

持参又は郵送（郵便書留）によること。

#### ウ 提出先

「9（8）」に同じ

#### エ 提出期限

令和6年3月25日（月）午後5時（必着）

### (2) 参加資格の通知

徳島県において、提出された書類内容を確認のうえ、その結果を令和6年3月29日（金）までに電子メール又はファクシミリで通知する。

### (3) 企画提案書の提出（各7部提出）

#### 提出書類

#### ア 企画提案書（20ページ以内）

仕様書「6 委託業務の内容」の（1）から（8）と「7 研修・講座業務の詳細」の（1）から（7）に係る具体的な実施方法を20ページ以内の企画提案書にまとめて提示すること。

#### イ 見積書

積算内訳を記入すること

#### ウ 提出期限

令和6年4月8日（月）午後5時まで（必着）

#### エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

#### オ 提出先及び問い合わせ先

「9（8）」に同じ

## 9 スケジュール

- (1) プロポーザル募集要綱の告示

令和6年3月12日(火)

- (2) 入札参加意思申請期限

令和6年3月25日(月)午後5時(必着)

- (3) 実施内容等に関する質問受付期限

令和6年3月27日(水)午後5時(必着)

- (4) 企画書類提出期限

令和6年4月8日(月)午後5時(持参又は郵送で必着とする。)までに8部。

- (5) 企画提案内容の説明

令和6年4月中旬

徳島県長寿いきがい課が指定した時間で、1者15分ずつの持ち時間で提案内容をプレゼンテーションすること。資料は「9(4)企画書類提出期限」までに提出した資料に準じた内容に限る。

プレゼンテーションの後、質疑応答の時間を15分以内で設け、下記の採点構成比で審査を行う。

ただし、プロポーザル参加企業の数により、プレゼンテーションの時間もしくは質疑応答の時間が短縮される場合がある。

プレゼンテーションは徳島県の指定する場所又はオンラインで実施する。

徳島県で指定する場所で実施する場合、プロジェクター(VGA端子接続)は徳島県長寿いきがい課で準備することとし、パソコンは持参すること。徳島県長寿いきがい課で準備したプロジェクターが原因で投影ができない場合などについて、徳島県長寿いきがい課で責任を負わないこととする。

オンラインで実施する場合、プロポーザル参加企業のオンライン環境は、プロポーザル参加企業が用意することとする。このとき、プロポーザル参加企業側のパソコン等機器類、オンライン環境の不調により提案、質疑応答が出来なくなった場合は本事業提案から失格とする。

プレゼンテーション用に、審査側が見やすくなるよう、提出済文書の一部を拡大して投影することは可とするが、提出済文書に記載のない、新規提案は禁止とする。

### ※ 評価基準

- ア 事業内容の理解
- イ 介護に関する研修の実施実績
- ウ 講師確保の確実性
- エ 各研修の業務内容の理解
- オ 各研修のスケジュール
- カ 多様な介護機器の展示
- キ 介護機器等に関する相談
- ク 募集の方法
- ケ 自由提案
- コ 予算の妥当性

- (6) 委託業者決定

令和6年4月中旬

9 (5) でのプレゼンテーションをもとに、選定委員会により選定した事業者に対して、電子メール・ファクシミリ・電話のいずれかで連絡する。

(7) 各種質問について

質問書様式第3号に記載し、令和6年3月27日(水)までに提出すること。入札参加申し込みをした事業者より質問が発生した場合には、公平性を保つために各事業者へ電子メールにより Bcc 送信にて連絡することとする。

(8) 応募・照会・応募文書発送先

徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
TEL 088-621-2213 FAX 088-621-2840  
E-mail [choujuikigaika@pref.tokushima.jp](mailto:choujuikigaika@pref.tokushima.jp)

## 10 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 見積金額が予定価格以上の額であった場合
- ・ 募集要綱に違反すると認められる場合
- ・ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- ・ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

- ・ 応募は1参加者につき1件とする。
- ・ 提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- ・ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ・ 書類の作成はA4縦版(片面印刷)横書きとし、11ポイント以上で作成すること。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ・ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- ・ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

## 11 成果品

参加者募集パンフレット、チラシ、ポスター、募集広報誌や宣伝用動画など、受講者募集に際して作成したものについて、徳島県長寿いきがい課へ成果品及びデータを提出すること。

(1) 納入冊数・・・各10部以上

## (2) 納入内容

次に掲げるものについて、電子媒体（CD-ROM）で納入すること。

- ① 制作物データ（印刷用）
- ② 制作物データ（Web 掲載用サイズ PDF）
- ③ 制作物作成時に撮影した写真データ
- ④ その他本業務で生じた資料のうち徳島県長寿いきがい課が指示する資料一式

## 12 費用負担

企画提案書等の作成等応募に係る一切の費用は応募者負担とする。

## 13 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者として、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。